

# 緊急事態宣言発出に伴う定期券・回数券の取扱いについて

千葉都市モノレールでは、2021年1月7日（木）に政府から発出された緊急事態宣言を受け、定期券・回数券について、下記のとおり取扱いをいたします。

## 1. 対象となる乗車券

●以下の条件を満たす定期券（通勤・通学）、回数券が対象となります。

条件1：2021年1月7日までに購入したものであること

条件2：緊急事態宣言期間（2021年1月8日から緊急事態宣言期間の最終日まで）の全部又は一部期間をその有効期間に含むこと

## 2. 払戻しの特例

### （1）定期乗車券

上記1. の対象となる定期券をお持ちのお客様が払戻しを希望される場合、そのお申出日にかかわらず、**2021年1月7日**に払戻しのお申出があったものとみなし、払戻し額の計算を行います。

（注）・**1月8日以降に対象の定期券を使用した場合、払戻しのお申出日はその最終使用日**となりますので、定期券の払戻しを希望されるお客様は、対象の定期券をご使用にならないようお願いいたします。

・緊急事態宣言が発出された時点で使用していた定期券をそのままご持参ください。当該定期券が載っていたPASMOカードを使用し新たな定期券を購入（上書き）された場合、旧定期券の情報は消去され確認ができないため、払戻しの対象外となりますのでご注意ください。

### （2）回数乗車券

上記1. の対象となる回数券をお持ちのお客様が払戻しを希望される場合、回数券の有効期間経過後であっても、**2021年1月7日**に払戻しのお申出があったものとみなし、払戻し額の計算を行います。

## 3. 払い戻し計算方法について

### （1）定期券

**払い戻し額＝定期運賃（券面の金額）－使用済み月数に相当する定期運賃一手数料 220 円**

【使用済み月数に相当する定期運賃】は、お手持ちの定期券の同一区間のそれぞれ1ヵ月または3ヵ月の定期運賃を組み合わせて算出します。なお、1ヵ月未満の日数（※）は、1ヵ月使用したものと計算します。

使用した月数	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1ヵ月	1ヵ月×2	3ヵ月	3ヵ月＋1ヵ月	3ヵ月＋1ヵ月×2

例）2020年12月1日開始の6ヵ月定期券を2021年1月7日に払い戻した場合→利用日数は1か月と7日になりますが、「1ヵ月未満の日数は、1ヵ月使用したものと」して計算するため、2ヵ月使用したものと見なし計算します。

※使用開始日から7日以内のものに限っては、ご利用日数分の往復運賃を差し引いた額を払い戻しいたします。

### 定期券払い戻しの計算例

例① 12月1日開始の通勤6ヵ月定期（千葉～千葉みなと間）で最終使用日が1月7日の場合  
実際の使用期間は1か月と7日ですが、2ヵ月使用したものとみなして計算します。

$$\underline{42,500\text{円}} - (\underline{7,870\text{円}} \times \underline{2}) - \underline{220\text{円}} = \underline{26,540\text{円}}$$

6ヵ月定期運賃                  1ヵ月定期運賃      使用月数                  手数料                  払戻額

例② 1月1日開始の通勤1ヵ月定期（都賀～千城台間）で最終使用日が1月7日の場合  
1ヵ月未満の日数は、1ヵ月使用したものととして本来は計算しますが、使用期間が使用開始  
日から7日以内のものに限り、ご利用日数分の往復運賃を差し引いた額で払い戻します。

$$\underline{10,780\text{円}} - (\underline{290\text{円}} \times \underline{2} \times \underline{7}) - \underline{220\text{円}} = \underline{6,500\text{円}}$$

1ヵ月定期運賃                  片道普通運賃      往復      使用日数                  手数料                  払戻額

(注) 上記②の事例では使用期間が使用開始日から7日のため払戻対象となりますが、最終使用日が  
1月8日以降であった場合、使用開始日から8日以上経過しているため、使用期間を1ヵ月と  
みなしての計算となり、払い戻し額は0円となります。

#### (2) 回数券

払い戻し額＝発売額－使用済枚数分の当該区間の普通運賃－手数料 220円

### 回数券払い戻し額の計算例

大人片道普通運賃200円の回数乗車券（有効期間：2021年1月15日まで）のうち、11枚中5枚  
を緊急事態宣言の発出に伴い使用しなかった場合。

$$\underline{2,000\text{円}} - (\underline{200\text{円}} \times \underline{6\text{枚}}) - \underline{220\text{円}} = \underline{580\text{円}}$$

発売額                  片道普通運賃      使用済枚数                  手数料                  払戻額

## 4. お取扱い場所

千葉駅、千葉みなと駅、都賀駅、千城台駅定期券発売窓口（営業時間 6：00～21：00）

(注) 払い戻しのために無人駅からお取扱駅へ向かわれる場合、券売機で切符をお買い求めのうえ、ご  
乗車ください。お取扱い場所のある駅でお降りの際は改札機を通らず、改札係員に払い戻しに來  
たことをお伝えください。お買い求めの切符は定期券払い戻しとあわせて返金いたします。

払い戻しを希望する定期券を使用すると、最終使用日が更新され、特例の対象外となってしまう  
ますので使用しないようお願いします。

この特例での取扱い対象期間は、緊急事態措置期間の終了日の翌日から1年間となっております。後日のお申し出であっても、取扱い期間中であれば払い戻し額は変わりませんので、混雑防止のため、日時をずらしてのお申し出にご協力いただきますようお願い申し上げます。また、払い戻し額の詳細については駅係員にお尋ねください。